

令和２年度 第３回 八尾市入札等監視委員会議事録	
開催日時	令和３年３月１７日（水） 午後２時から３時４７分
開催場所	八尾市役所 本館５階 庁議室
出席委員	３名（全員出席）
事務局	総務部：原田部長、契約検査課：石元課長、小西課長補佐、多田課長補佐、 鵜飼係長
議 題	I．抽出工事の審議 ・発注案件名称：八尾市文化会館大規模改修工事 入 札 方 式：条件付一般競争入札 開 札 日：令和２年１２月２２日 受 注 者：大豊・畑中特定建設工事共同企業体 契 約 金 額：１,８１５,０００,０００ 円 ・発注案件名称：八尾市文化会館大規模改修に伴う電気設備工事 入 札 方 式：条件付一般競争入札 開 札 日：令和２年１２月２２日 受 注 者：明和電気防災株式会社 契 約 金 額：２３６,８１０,２００ 円 ・発注案件名称：市道久宝寺第３１号線景観整備（令和２年度久宝寺排水区 公共下水道施設改築）工事 入 札 方 式：地域貢献精通型指名競争入札 開 札 日：令和２年１１月９日 受 注 者：翔建開発株式会社 契 約 金 額：３４,０１７,５００ 円
	II．発注工事の入札・契約手続の運用状況 １．令和２年度入札・契約実績 ２．令和３年度建設工事等の入札・契約方針について ３．平均落札率一覧表（平成２８年度～令和２年度）他 ４．令和２年度入札参加停止状況 ５．平成２８年度～令和２年度談合情報 ６．令和２年度入札中止・契約解除案件等について
	III. その他
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし

委員からの主な意見・質問、それらに対する回答等

【Ⅰ．抽出工事の審議】

- (委員) 文化会館の工事は本体と電気だけで、管はないのか。
- (事務局) 後の令和２年度入札・契約実績にて報告します。
- (委員) 今回発生した問題点の報告をお願いします。
- (事務局) 案件１の請負予定者の共同企業体の代表構成員である大豊建設が自社ＨＰに不正行為があったことを発表した。東北支店と大阪支店において下請け業者との水増し流用があり、自社で第三者委員会を立ち上げて報告したものである。議決案件で、既に３月議会の建設産業常任委員会で審査された。自社の発表はあったが法的な処分はされていないので、議案としては適切であると判断して本会議を迎える状態である。ただし、大豊建設からは不正行為の情報が出されているので、入札監視委員会にも情報提供させていただく。
- (委員) 発覚したのは国税の調査で、２回目である。国税的には税金を払ってもらえばよいが、公共工事を受注する企業としていかなものかという質問が出るのは当然だ。建設業法違反とか独禁法違反のような明確な違法行為の認定がなされて行政罰等が課せられているか起訴されているという事案ではない。税法上の問題であって追徴されるかわからないが、本契約を拒否できる事由が発注者側にない。仮契約をすると議会の議決が停止条件として行われれば、発注者側に本契約をする義務がある。本契約を拒否する正当な理由が必要になる。正当な理由なしに契約を拒否すると業者側から損害賠償を請求される可能性もある。工期も遅れて文化会館を閉鎖する期間も延びて甚大な被害がでる。このまま契約するべきであると考えている。
- (事務局) 税の追徴は大豊建設が払うことになる。金額も億単位なので議会の中でも懸念されたり不審を抱かれている。大豊建設発表と第三者委員会のコンプライアンスと内部統制の強化で改善する中で、現場着手の意思を示している。

【Ⅱ．発注工事の入札・契約手続の運用状況】

１．令和２年度入札・契約実績

- (委員) 小学校の便所改修工事が多いようだが。
- (事務局) 湿式を乾式に変える工事で、スリッパに履き替えずに上履きのままトイレが利用できるようにするためのものである。
- (委員) 和式はないのか。洗浄便座は付いているのか。
- (事務局) 和式を洋式にしてバリアフリー化を行っている。洗浄便座はなかったと思う。全校の全ての便所で順番に改修していくので、入札は何度も出てくる。
- (委員) コロナ交付金とは何か。
- (事務局) 国の全般的な交付金で、密を避けるための換気やコロナ対策に係る交付金です。市としては補正予算で緊急対策交付金として設けられた。非常に広く使われるもので、学校体育館にエアコンを付けて児童を集めたり、その電気設備工事を補助金の対象にしたり、学童や子育て支援施設の空気清浄機、マスクや消毒関係、トイレ改修は後に交付金の対象になったので本体工事があった途中に補正予算で認められて発注した。市として元々

改修を予定していたところに交付金の目的としての施設が対象として現れたので、急遽発注した。工事を始めてから設計を組みなおすのは至難の業だが、緊急対策の難しいところは、お金は一気に来るが、設計して発注するのはタイトでないと間に合わない。本体工事は間もなく終わるが、付帯工事は今進めているところである。

2. 令和3年度建設工事等の入札・契約方針について

(委員) 営業所には専任技術者を置かなければならない。専任技術者は現場において現場代理人や監理技術者にはなれない。現場代理人と監理技術者の配置条件は何か。

(事務局) 現場代理人は全てで、管理技術者は金額が高額な場合は配置しなければならない。

(委員) 監理技術者補佐という制度ができたのか。これも金額によって違うのか。

(事務局) 監理技術者の資格は持っていない1つ下の主任技術者でも一定の条件を満たせば配置できることになる。今までの資格者だけでは工事が抱えきれないので緩和していくということ。制度上はしかるべき人が必要。入札と言う不確定な世界でも常に技術者を抱えなければならない厳しい法律で、公共工事のあり方が問われている。

3. 平均落札率一覧表（平成28年度～令和2年度）他

4. 令和2年度入札参加停止状況

5. 平成28年度～令和2年度談合情報

6. 令和2年度入札中止・契約解除案件等について

(委員) 入札参加停止の「虚偽記載」は具体的には何か。

(事務局) 事務所の専任技術者を現場に張り付ける書類を提出して工事を進めていたものです。営業所には別の人が配置されている形で進めていた。

(委員) 判明したのはなぜか。

(事務局) 八尾市は技術者登録制度を設けていて、そこに登録されている専任技術者と登録より少し後に営業所の専任技術者を会社としては変更されていたが、その届け出が八尾市になかった。本来は営業所の専任技術者を八尾市の工事の監理技術者として提出された。重複して登録してきたため「虚偽記載」として入札参加停止を行った。

(委員) 営業所の専任技術者を変更したのであれば、八尾市に届け出をすればよかったということか。

(事務局) 登録と会社の提出書類が違うことの確認ができなかった。6月に大阪府の案件を落札して専任技術者を会社に配置し、その後八尾市の案件が出たので配置技術者の問題が出てきた。人のやりくりをうまくしないと業法をクリアできないのも事実です。それだけの人を常に抱えておくのか、それに合わせて3カ月前から雇用しておくのかの問題です。

(委員) 入札中止の案件で工事实績の提出がなくて事後審査失格が何件かあるが、具体的にはどういうことか。工事实績は入札公告に出ているのではないのか。

(事務局) 工事实績は前提条件となっており出さないといけない。そもそも入札要件を満たしていない。1者しか入札がなかったのが中止になっている。

(委員) 今回は、ペナルティはあるのか。

(事務局) 1回目は書面による警告、2回目に入札参加停止をすることになる。実績確認は工事は事後審査だが、物品は事前審査で失格となり入札に参加できない。

(委 員) 工事实績は毎年求めているのか。

(事務局) 八尾市は求めている。経営事項審査の際は大阪府に工事实績を出しており、その積み重ねで点数は決定されるが、年間の完工高しか分からない。常に動いているため、事後審査になる。実績はあったが金額が足りなかった。単に間違えただけではないか。

Ⅲ. その他

(事務局) 前回の委員会議事録案に修正はありますか。

(委 員) ない。

(事務局) 議事録を市のホームページに公表していきます。

以上